

危機管理

目指す姿(5年後)

生産者・事業者が取り扱う食品等において違反又は健康被害の可能性がある旨を探知した場合には、速やかな情報収集を行い、早期に回収に着手できるようになってきています。

社会情勢

- 食品流通の広域化、複雑化により、食中毒をはじめとする健康危機事案は複雑、広域化する傾向にあり、事案発生時には、広域連携協議会が設置されることとなりました。
- 最近では、農薬等の有害物質や異物混入による事故など予測しない事態の発生も見られています。
- 生産者・事業者は、このような事態に迅速かつ的確に対応するため、日ごろから、異変を早期に把握する体制を整備するとともに、緊急時におけるマニュアルを定め、緊急時の連絡や被害拡大防止、原因究明を行うための対応等を備えておくことが重要です。
- 欧米では、法令により食品回収制度を設け、速やかに回収情報を公表できる体制が整備されており、日本でも回収情報を行政が把握し、早期の監視指導や消費者への情報提供の実施が求められています。
- アルカロイドやホルモン様作用成分のうち、一定以上の量の摂取により健康被害が生じるおそれのある成分を含有した食品は、行政による必要な情報収集を可能とし、健康被害の発生・拡大を防止することが求められています。
- 行政は、緊急時の対応マニュアルを整備し、迅速な対応ができるよう研修や訓練等を実施するとともに、平常時から関係機関との連携、協力体制の確保に努め、事案対応に備える必要があります。
- また、県民の不安解消を図るため、事案発生時には、ホームページやマスコミ等を通じて、正確な情報を迅速に提供することにより、健康被害の拡大や風評被害の発生を防止することが重要です。
- 食品事故の速やかな発見には、消費者が大きな役割を果たします。健康被害を最小限に留め、被害を拡大させないためにも、日ごろから商品回収やリコール情報などに関心を持ち、飲食の後に異常を感じた時には、速やかに医療機関を受診したり、相談窓口へ申出を行うことが大切です。

数値目標

目標	現状 令和元年度	目標 令和7年度
回収着手報告書提出までの所要日数 ※ 喫食時の健康被害の危険度によりクラスⅠ、Ⅱ、Ⅲに分類されており、クラスⅠ及びⅡを対象とする。また、事業者が探知してから行政に提出するまでの所要時間とする。	—	1日以内

【食品衛生法違反又はそのおそれがある食品の回収報告におけるクラス分類について】

○喫食時の健康被害の危険度によるクラス分類については、次の3分類とされています。

※ 数値目標の対象としては、喫食時に重篤な健康被害になり得る可能性が高いクラスⅠ及び健康被害が一定程度考えられるクラスⅡを対象とします。

クラスⅠ：喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合

(例)

- ・腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜，ナチュラルチーズなど加熱せずに喫食する食品
- ・ボツリヌス毒素に汚染された容器包装詰食品
- ・有毒魚（魚種不明フグ，シガテラ魚等）
- ・アフラトキシン等発がん性物質に汚染された食品
- ・シール不良等により，腐敗，変敗した食品
- ・有毒植物（スイセン，毒キノコ等）
- ・硬質異物が混入した食品（ガラス片，プラスチック等）

クラスⅡ：喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合

(例)

- ・一般細菌数や大腸菌群などの成分規格不適合の食品

クラスⅢ：喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合

(例)

- ・添加物の使用基準違反食品
- ・残留基準に違反する野菜や果物のうち，その摂取量が急性参照用量を超えないもの

1 危機管理事案の早期収束

(1) 危機管理体制の整備

- 農畜水産物による健康被害事案が発生した場合に備え、生産履歴等の記録を推進します。
- 生産者、事業者が危機管理マニュアルを整備することで、速やかな情報収集ができる体制を構築します。特に、マニュアル中には、回収等が発生した際の対応方法を定めておき、早期回収着手できる体制の整備を推進します。

現状と課題

現状	課題
○ 食品による健康被害は、流通等の複雑化により広域化する傾向にあります。	○ 食品による健康被害を未然に防ぐとともに、発生した場合の被害拡大防止に向けて、発生状況の把握、事業者の指導、消費者への情報提供等を迅速に行う必要があります。
○ 危機管理マニュアルの整備は事業者を中心に進んでいるが、回収等への対応方法を定めている施設は6割程度にとどまっています。	○ 早期に回収着手できるよう、回収等に係る責任体制及び具体的な対応方法を定めた危機管理マニュアルを整備する必要があります。
○ 消費者は、健康被害等の発生時に、どこに連絡すればよいか迷ってしまうことがあります。	○ 緊急時に連絡できるよう、行政等の連絡先一覧表を整備しておく必要があります。
○ 食品衛生法改正により、食品の回収情報の報告が令和3年6月から制度化されます。	○ 回収着手報告の制度化を周知する必要があります。

行政の取組

取組	概要
GAPの推進	○ 生産工程の見える化やリスク管理の手法としてGAPを推進することにより農畜水産物を原因とする健康被害の発生に備えます。
危機管理の体制整備の推進	○ 食中毒対策要綱等の健康危機管理マニュアルの点検を行うとともに、迅速かつ効果的な対応が図れるよう関係者の訓練や研修を行います。

取組	概要
危機管理マニュアル作成等の支援	○ 事業者への食品事故等発生時の危機管理マニュアルについて、ひな型（例）を県ホームページに掲示するとともに、作成への支援を実施する。特に、回収等を実施する場合の責任体制及び具体的な対応方法を明確にするマニュアルの作成を支援します。
緊急時の連絡先の作成の支援	○ 消費者の緊急時の連絡先一覧表の作成等を支援します。
回収着手報告の制度化の周知	○ 回収着手報告の制度化について、事業者等に周知します。

生産者の取組

取組	概要
GAPの実践	○ 農畜水産物を原因とする健康被害発生時に備え、GAPを実践することにより、生産資材等の適切な使用、保管、管理の徹底に努めます。
保健所への報告等	○ 健康被害に繋がるおそれがある事案が発生した場合の保健所への報告手順を定めます。

事業者の取組

取組	概要
お客様相談窓口の設置と危機管理体制の構築	○ 消費者の問合せや相談に対応するための担当者と連絡先を明確にするとともに、緊急時の対応マニュアルを整備し、迅速な対応ができるよう研修や訓練等を実施します。
苦情の集約・解析体制の構築・強化及び保健所への報告等	○ 販売する食品等の苦情を集約、解析する体制を構築するとともに、健康被害に繋がるおそれがある事案が発生した場合の保健所への報告手順を定めます。

消費者の取組

取組	概要
緊急時の連絡先の作成	○ 日ごろから、最寄りの医療機関や保健所等の緊急時の連絡先を確認し、一覧表を備えます。 ○ 消費者団体は、緊急連絡先一覧表の作成を啓発します。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《事業者》危機管理マニュアル整備率	(R1) 49% ⇒ (R7) 70%以上
《事業者》相談窓口の設置率	(R1) 95% ⇒ (R7) 98%以上

(2) 危機管理対応の徹底

- 事業者等が回収に着手した際には、速やかな報告、対応、公表により、被害の拡大を防止します。

現状と課題

現状	課題
○ 事業者等からの回収着手報告が遅れることにより、消費者への周知などの対応が遅滞してしまうことが見受けられます。	○ マニュアルに沿った対応により、速やかな回収等の対応を実施する必要があります。 ○ 速やかな回収着手報告を実現するため、電子化による報告を推進する必要があります。 ○ 原因究明等の調査・検査を実施し、消費者等に対する情報提供を推進する必要があります。
○ 生産者、事業者においては、危機管理に関する従業員教育に苦慮していることが想定されます。	○ 生産者、事業者の従業員教育を支援する必要があります。
○ 健康被害の発生または健康被害のおそれがある情報を探知した場合に、マニュアルに沿った対応を速やかに実施できていないことがあります。	○ マニュアルに沿った対応が実施できるよう、従業員に対する回収等発生時の対応について、教育を実施する必要があります。

行政の取組

取組	概要
食品衛生申請等システムによる回収報告の推進	○ 消費者の健康被害情報の収集や自主回収等の報告の徹底を図り、早期の危害把握に努めるとともに、健康被害に影響する自主回収情報については、食品衛生申請等システムの利用を推進し、回収着手の情報をできるだけ早期に把握し、ホームページ等により公表します。
健康被害発生時の調査	○ 食中毒（食中毒疑いを含む）等の健康被害情報を探知した場合は、迅速かつ的確な調査を行うとともに、原因究明、被害拡大及び再発防止を図るための調査・検査を実施し、適切な措置を講じます。また、必要に応じて、国、関係自治体と連携して対応します。
危機管理教育の実施	○ 生産者、事業者を対象とした危機管理対応に関する講習会を実施します。

生産者の取組

取組	概要
迅速な自主回収への着手	○ 健康被害のおそれがある食品事案が発生した場合には、自主的な公表や製品の回収により迅速かつ適確に対応し、行政に報告します。
従業員教育	○ 食品の安全に関する講習会等へ積極的に参加することにより、従業員の危機管理対応力の向上を図ります。

事業者の取組

取組	概要
迅速な自主回収への着手	○ 健康被害のおそれがある食品事案が発生した場合には、自主的な公表や製品の回収により迅速かつ適確に対応し、行政に報告します。
従業員教育	○ 食品の安全に関する講習会等へ積極的に参加することにより、従業員の危機管理対応力の向上を図ります。

消費者の取組

取組	概要
異常時の対応	○ 健康被害等が疑われる場合には、医療機関等へ相談するとともに、食品の製造者や販売者等への申し出を行います。

取組の活動指標

活動指標	目標値
《事業者》回収報告の食品衛生申請等システム活用率	(R1) — ⇒ (R7) 80%以上

食品衛生申請等システムのイメージ図

